

今治市附属機関等の会議の公開及び傍聴に関する要綱

平成21年11月2日制定

今治市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び私的諮問機関（以下「附属機関等」という。）の会議の公開及び傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、法令又は条例により非公開とされているもの以外は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が、行政処分の決定又は不服申立の審査であるとき。

(2) 会議の内容が、今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）第7条に規定する非公開情報を含むとき。

2 前項第2号の決定は、附属機関等の議長（議長の職務を代行する者を含む。以下「議長」という。）が附属機関等の委員の意見を聴いて決定する。ただし、議長が選任されていない場合は、市長その他執行機関の長が決定する。

3 議長は、会議を公開とした場合であっても会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれており、その会議の全部を公開することが適当でないと判断したときは、出席委員の意見を聴いて、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

4 前項の場合において、議長は、議案の審議順序の変更等を行い、公開できる部分については、極力公開するよう努めなければならない。

(会議開催の公表)

第3条 会議を開催する場合は、原則として会議開催の1週間前までに、ホームページへの掲載により次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時及び開催場所

(3) 会議の議題又は内容

(4) 傍聴人の定員

(5) 傍聴手続

(6) 会議を非公開とする場合はその理由

(7) その他必要な事項

2 会議を非公開とする場合は、前項第3号から第5号までの規定は適用しない。

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴は、先着順に行うものとする。ただし、あらかじめ多数の者の傍聴が見込まれる場合で、議長が特に認めるものについては、この限りでない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) みだりに指定された席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 議長の許可を得ず、撮影、録音等をしないこと。
- (5) 係員の指示に反しないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 議長は、傍聴人がこの要綱に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開及び傍聴に関し必要な事項は、執行機関の長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。